

0 使用済の電化製品や自転車など、使用済物品等を回収する事業を営む皆様へ

平成29年4月1日から、届出が必要となりました！！

袋井市使用済物品等の放置防止に関する条例の施行のお知らせ



市では使用済物品を屋外で保管し、景観の悪化、火災や崩落等の危険、そ害虫の発生などで周辺市民が脅かされないよう、良好な市民の生活環境を守るため、使用済物品の回収業の規制等を条例で行うことになりました。この条例では、使用済の電化製品や自転車などを回収する事業を営む・営んでいる場合、市への届出が必要となります。

ただし、運送業として運搬する場合やリサイクルショップ（店舗型に限る）が販売するための商品を収集する場合は該当しません。また、使用済物品であっても廃棄物となったものの収集又は運搬は廃棄物収集運搬業として廃棄物処理法の規制がかかるため、本条例は適用されません。

使用済物品回収業



（収集）



（運搬）

対象外



（運送業）



（リサイクル店）

◎使用済物品とは何ですか？

この条例では、一度は使用されたもので次のものが使用済物品となります。

- （１）農機具 （２）バイク（原付を含む） （３）タイヤ （４）自転車
- （５）家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）
- （６）小型電子機器（携帯電話、ラジオ、パソコン、炊飯器、電子レンジ等）
- （７）金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は繊維を素材に用いたもの
（工具、蓄電池、電線、暖房器具、調理用器具、家具、がん具等）

◎使用済物品回収業の届出は、いつまでにどういったことが必要なのでしょうか？

使用済物品回収業を営む場合は、その開始10日前までに市への届出が必要となります。
（既存事業者は平成29年4月30日まで届出期限が猶予されます。）

届出内容の主なものは次のとおりです。

- （１）使用済物品の品目、数量などを明記する届出書
- （２）保管場所の所在地、最大保管容量
- （３）保管場所の土地所有者の住所、氏名
- （４）収集運搬車両の登録情報
- （５）使用済物品の主な引渡先
- （６）3年間の事業収支の見通し

◎この条例は使用済物品回収業者だけが対象でしょうか？

届出や基準遵守の義務付け、条例違反に対する改善命令や罰則は、使用済物品回収業者が対象となります。

しかし、使用済物品の放置防止による良好な生活環境の保全のため、市民の皆様や土地所有者の方々などの責務として次のことを条例で定めています。

全ての者	使用済物品の屋外放置の禁止
市民、事業者	廃棄物処理法、リサイクル法等に基づく使用済物品の適正な処分
土地所有者等	適正な土地管理による使用済物品の放置防止
市	使用済物品の放置防止に必要な措置の実施

◎この回収業を営む場合の基準や義務はあるのでしょうか？

使用済物品回収業を開始する場合は、次のことが必要となります。

- (1) 市との事前協議
- (2) 土地所有者の同意書
- (3) 市が定める届出者の基準（暴力団員でないこと等）
- (4) 使用済物品を屋外で保管するときには、主に次のことを守る義務があります。
 - ア 保管場所の周囲には囲いを設けること（囲いには、高さ、構造等の基準があります）
 - イ 使用済物品の保管場所である旨の掲示板の設置
 - ウ 使用済物品から汚水等が漏れ出たり、地下に浸透しないような保管を行うこと
 - エ 一定の高さ以上に使用済物品を積み上げないこと
- (5) 使用済物品を運搬するときには、主に次のことを守る義務があります。
 - ア 車両に使用済物品の運搬車両であることを表示すること
 - イ 届出書類の写しを常時携行すること

◎もし届出をしなかったり、義務に違反したらどうなるのでしょうか？

この条例の実効性を保つため、市には、立入検査を行ったり、違反行為等に対する指導・勧告や、改善命令を行う権限があります。

例えば、使用済物品等の屋外放置で生活環境の保全に支障が生じる場合、市は、行為者に対して必要な指導や勧告を行い、状況が改善しない場合は改善命令も行います。これにはリサイクルショップも含みます。また、使用済物品回収業者に対しては、立入検査を行ったり、保管等の基準に違反していると認めたときは、指導・勧告を行い、状況が改善しない場合はさらに改善命令を行います。命令違反があった場合、または必要な届出が行われなかった場合などには、罰則も適用されます。

（改善命令及び罰則は、使用済物品回収業者及び使用済物品で生活環境保全上の支障またはそのおそれを及ぼしている者に対してのみ適用されます。）

罰則の内容	罰則の適用ケース
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	改善命令違反
5万円以下の過料	無届出営業、虚偽届出 取引記録未作成、虚偽記録 報告、立入検査の忌避 等

◎どこに相談すればいいの？

問合せ・申込先：袋井市役所 環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係
電話番号：0538-84-6057
FAX：0538-44-3185
E-mail：genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp